

お困りサポートBiz(店舗・オフィスレスキュー)利用規約

第1条(本規約の目的)

株式会社どことも(以下「当社」といいます。)は、お困りサポートBiz(店舗・オフィスレスキュー)利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、契約者(次条で定義します。)に対し、お困りサポートBiz(店舗・オフィスレスキュー) サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。本サービスの契約者は、本サービスの利用に際し、本規約の条項を遵守するものとします。

第2条(本規約の適用関係)

1. 本規約は、契約者と当社との間の本契約の一切の関係に適用され本契約を構成します。
2. 本規約の内容と本規約外における本サービスのルール等とが矛盾抵触する場合、当該ルールが優先して適用されるものとします。
3. 本規約の内容と本規約外における本サービスのルール等とが矛盾抵触しない場合、それらのルール等は、名称の如何にかかわらず、本利用規約の一部を構成し、本契約の内容となるものとします。

第3条(定義)

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

1. 「利用希望者」とは、本サービスの利用を希望する者をいいます。
2. 「本契約」とは、当社と本サービスの利用希望者との間で締結する本サービスの利用についての契約をいいます。
3. 「契約者」とは、本サービスを当社との間で本契約を締結した者をいいます。

第4条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、別紙1のプランに応じて、以下のサービス(以下「個別サービス」といいます。)を提供します。
 - (1)店舗・オフィスの機器修理対応及びその費用の割引もしくは費用の一部負担
 - (2)家電・住宅設備・什器備品修理費用保険特典
2. 個別サービスの詳細は別紙2乃至別紙4に定めるものとします。

第5条(本サービスの委託)

1. 当社は、本サービスの全てまたは一部を第三者(以下「再委託先」といいます。)に委託する場合があります。なお、再委託先に委託する場合は、契約者の情報を必要な範囲内で開示いたしますが、本サービスを提供する目的以外には使用いたしません。
2. 当社は、本サービスに関する債権について株式会社Wizに対し収納代行業務を委託することができるものとします。

第6条(利用に係る契約者の義務)

1. 契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、次の各号に定める条件のいずれかを満たさない場合、当社が本サービスを提供できないことを承諾するものとします。
 - (1)契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
 - (2)本サービスの実施に必要な機器、ソフトウェア、ソフトウェアの正規のライセンスまたはプロダクトIDならびにサービスの利用IDやパスワード等の設定情報等が用意されていること。
 - (3)契約者が、本サービスの実施に必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、契約者のパソコン等へのインストールを承諾すること。
 - (4)契約者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。
2. 契約者は、次の各号を遵守するものとします。
 - (1)当社または第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2)本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3)本サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4)第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (6)当社の設備に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7)本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8)本サービスおよびその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9)法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (10)その他前各号に該当する恐れのある行為またはこれに類する行為を行わないこと。

第7条(本サービスの変更)

1. 当社は、本サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項の場合、契約者に対し、速やかにその変更内容について、WEBサイト、電子メール等の方法で告知するものとします。
3. 当社は、予告なく本サービスを停止又中止することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。
4. 当社は、本サービスの変更により、契約者が損害を被った場合においても、一切責任を負わないものとします。

第8条(当社からの通知)

1. 当社から契約者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、電子メールの送付や当社WEBサイト上の掲示、その他当社が適当と合理的に認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知は、次の各号の場合にそれぞれ効力を生じるものとします。
 - ①電子メールの送付による場合
当社が契約者指定の電子メールアドレス宛てに電子メールを発信し、契約者指定の電子メールアドレスの属するメールサーバーに到達した時点
 - ②WEBサイト上への掲示
WEBサイトにアップロードし、一般的に閲覧可能となった時点
3. 契約者は、適時電子メールの受信及び、当社WEBサイトの閲覧を行うことにより、当社からの通知を遅滞なく確認する義務を負うものとします。

す。

第9条(利用申込と本契約の成立)

- 利用希望者は、当社に対し、本規約を遵守することに同意し、かつ契約者情報を当社の定める方法で当社に提供することにより、本サービスの利用を申請することができます。
- 当社は、前項に基づき利用を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、利用を拒絶することができます。なお、当社は、契約者に対し、利用を拒絶した場合の理由を、説明する義務を負わないものとします。
 - (1)本規約に違反するおそれがあると当社が合理的に判断した場合
 - (2)当社に提供された情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3)過去に本サービス及び当社の関連会社が提供するサービスの利用を取り消された者である場合
 - (4)反社会的勢力等(第22条第1項第1号に定めます。以下同じ。)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合
 - (5)その他、当社が利用を適当でないと合理的に判断した場合
- 当社は、前項その他当社の基準に従って、利用希望者の利用の可否を判断し、当社が利用を認める場合には、その旨を利用希望者に対し通知します。かかる通知により、本契約が、契約者と当社の間に成立するものとします。

第10条(届出事項の不備及び変更)

- 当社は、本サービス提供の前提となる契約者の情報の届出に不備又は変更があり、そのことを当社に通知しなかった場合、契約者に対し、適切なサービスを提供することができなくなる場合があり、そのことを契約者は予め承諾するものとします。
- 当社は、契約者に対し、前項の場合において契約者が不利益を負ったとしても、一切その責任を負わないものとします。

第11条(本契約上の地位等)

- 本規約に基づいて発生する権利義務は、契約者に一身専属的に帰属するものとします。契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約者の法律上の地位、権利または義務を、第三者に譲渡、貸与、名義変更、担保権設定、その他の処分をし、又は相続等をさせることはできないものとします。
- 当社が本サービスに係る事業を第三者に譲渡する場合(事業譲渡、会社分割その他本サービスに係る権利及び義務が移転する一切の場合を含む。)、当社は、当該事業の譲渡に伴い、契約者の本規約に基づく契約上の地位、権利及び義務ならびにアカウント登録に伴い登録された情報その他の情報を、当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき、予め承諾するものとします。

第12条(利用料)

- 契約者は、当社に対し、別途定める(申込書、電子メール等にて通知するものとします。)本サービスの利用料金(以下「利用料」といいます。)を支払うものとします。
- 当社は、契約者へ事前通知の上で、利用料を変更することができるものとします。

第13条(利用料の支払)

- 契約者は、当社に対し、前項で定める利用料を当月に締め切り、翌月末日に本契約で定めた支払方法で支払うものとします。なお、利用料の支払いにかかる手数料は契約者の負担とします。
- 契約者は、利用料の支払いを遅滞した場合、当社に対し、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。

第14条(契約期間)

- 本契約の契約期間は別紙1に定めるものとします。
- 契約者は、当社に対し、解約希望月の25日までに解約の意思表示をすることで、解約希望月の末日をもって本契約を解除することができるものとします。

第15条(登録情報の開示)

- 契約者は、当社の業務委託先その他本サービスを提供するため必要な第三者に対し、契約者の情報(個人情報及び契約者が当社に提供了した資料に関する情報を含みます。)を提供することをあらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、本サービスの提供の結果、当社関連会社による情報提供等が契約者の事業の経費削減・適正化に資すると当社が合理的に認めた場合、当社の関連会社に契約者の情報を提供し、有益な情報・サービスの提供の申出をすることがあるものとし、契約者はこのことを予め承諾するものとします。

第16条(本サービスの一時的な中断)

- 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、契約者に対する事前の通知をなしに、一時的に本サービスを中断・遅延することができるものとします。
 - ①本サービスの提供の前提となる設備の保守を定期的に又は緊急に行う場合
 - ②地震、噴火、洪水、津波等の自然災害、社会的に対応を要する疫病、火災、停電、戦争、争乱、暴動、労働争議その他の事情により本サービスの提供が困難な場合
 - ③当社が本サービスの提供のために利用している設備やサービス等が障害又は保守若しくはメンテナンス等のため利用できなくなる場合
 - ④前各号のほか、運用上及び技術上、当社が本サービスの一時的な中断を必要と合理的に判断した場合
- 当社は、前項各号のいずれか又はそれに類する事由により本サービスの提供に遅延又は中断等が生じた場合で当社に故意又は重大な過失が認められないときは、一切責任を負わないものとします。
- 契約者は、第1項各号の事由が生じた場合においても、当社に対し利用料を支払う義務を免れないものとします。

第17条(禁止行為)

- 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当すると当社が合理的に判断する行為をしてはならないものとします。
- ①本契約に違反する行為
 - ②他人の権利を侵害する行為
 - ③犯罪行為に関連する行為

- ④公序良俗に反する行為
- ⑤法令に違反する行為又はそれに準ずる行為
- ⑥本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- ⑦当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- ⑧本人以外の名義のクレジットカードを本サービスに関して使用することその他不正な方法で決済手段を利用する行為
- ⑨契約者が当社又はその子会社の事業と競合する事業を行う事業者又はその役職員である場合において、本サービスを調査する目的で本サービスを利用する行為
- ⑩本サービスを利用して直接または間接的に本サービスと競合するようなサービスを作成および提供する行為(子会社をして行う場合も含みます。)
- ⑪前各号の行為を直接又は間接に惹起し、若しくは容易にする行為
- ⑫その他、社会的状況その他の事情を勘案し当社が不適切と合理的に判断する行為

第18条(情報の再利用の禁止)

1. 契約者は、本サービスで得られた情報を利用して、本サービスと競業する事業(以下「競業事業」といいます。)を行ってはならないものとします。
2. 契約者は、当社に対し、前項の場合、違約罰として、既に支払った又は支払う予定の利用料の3倍に相当する金額のいずれか高い方を支払わなければならないものとします。
3. 前項の規定は、当社の契約者に対する損害賠償を妨げないものとし、当社は、契約者に対し、当該損害賠償請求をする場合、第24条第3項は適用しないものとします。
4. 当社が、契約者に対し、前項の損害賠償請求をする場合、契約者が競業事業により得た利益を、当社が被った損害と推定するものとします。

第19条(契約者が行う契約の解約)

契約者は、本契約を解約する場合、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。

第20条(当社による本サービスの解約)

1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、本契約の全部又は一部を解約できるものとします。なお、当社は解約に代えて合理的な期間の間利用停止処分をおこなうことができるものとします。
 - ①本契約に違反したとき。
 - ②利用料の支払に遅延が生じたとき。
 - ③第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行または滞納処分もしくは競売の申立を受け、または受け取ることが明白であるとき。
 - ④破産・会社更生手続開始、または民事再生手続開始を自ら申立、または第三者から申立てられたとき。
 - ⑤支払停止もしくは振出・引受・裏書をした手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - ⑥営業を停止したとき、または営業許可取消等の処分を受けたとき。
 - ⑦解散決議をしたとき。
 - ⑧役員、社員もしくは株主との紛争により正常な営業活動の遂行に著しい支障をきたしたとき。
 - ⑨株主構成または経営主体の全部または一部に重大と認められる変更があり、正常な営業活動の遂行に著しい支障があると認められるとき。
 - ⑩財務状態が著しく悪化したとき。
 - ⑪当社との間の信頼関係を著しく毀損したとき。
 - ⑫当社の名誉、信用を毀損する行為がなされたとき。
 - ⑬その他本契約の継続を困難とする重大な事由が発生したとき。
2. 契約者は、当社が前項に基づき本契約を解約した場合、当然に全債務の期限の利益を喪失し、ただちに債務全額を当社に支払わなければならないものとします。
3. 当社は、第1項の規定により契約を解約した場合、契約者が既に当社に対して支払った本サービスの利用料等を返還しないものとします。
4. 当社は、第1項の規定による本契約の解約により生じた損害に対し、一切その責任を負わないものとします。
5. 当社は、合理的な理由が認められる場合、契約者に対し、1か月前までに通知することにより本契約を解約することができるものとします。

第21条(会員情報等の取扱い)

1. 当社は、本サービスの提供に際して、契約者から取得する個人情報及び本サービスの利用に関する契約者から収集した情報(以下「会員情報等」といいます。)について、個人情報保護法等の法令及び当社のプライバシーポリシーに則り取り扱うものとします。
2. 当社は、契約者が当社に提供した会員情報等を、本サービスの提供及び運用、サービス内容の改良及び向上、本サービスの利用状況の把握等の目的のために利用し、又は個人を特定できない形での統計的な情報として、企業に対する提案又はコンサルティング、新サービスの開発その他の目的のために利用することができるものとします。

第22条(秘密保持)

契約者は、本契約の有効期間中のみならず、本契約終了後においても、本契約の履行上知り得た当社の秘密情報(以下「秘密情報」といいます。)について、これを厳重に管理するとともに、秘密を厳守し、本契約の目的以外のために、これを自ら使用、加工、複製し、または第三者へ開示、漏洩し、もしくは使用させてはならないものとします。

第23条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、当社に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において自己及び自分が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約するものとします。
 - ①反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」といいます。)ではないこと。
 - ②主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
 - ③反社会的勢力を利用しないこと。
 - ④反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。
 - ⑤反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。
2. 契約者は、前項について自己の違反を発見した場合、直ちに当社にその事実を報告するものとします。

- 3 当社は、契約者が前各項に違反した場合、催告その他の手続も要することなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。
- 4 当社が本条に基づき本契約を解約した場合、契約者は、当社に対して、当該解約を理由とした損害賠償請求等の一切の請求を行うことができないものとします。ただし、当社の契約者に対する損害賠償請求は妨げられません。

第24条(損害賠償)

- 1 当社及び契約者は、相手方に対し、本契約上の義務違反により損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。
- 2 前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とするが、特別の事情により生じた損害であっても、被請求者がその事情を予見することができたものについては、その範囲に含まれるものとします。
- 3 本契約に基づき当社が負う損害賠償額は、別段の定めがない場合、既に支払った本サービスの利用料の3か月分を上限とします(本サービスの利用期間が3か月に満たない場合は、3か月利用した場合に想定される利用料金の相当額を上限額とします。)。ただし、当社に故意又は重過失がある場合を除きます。
4. 契約者が、本サービスに関する他の契約者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、契約者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。

第25条(本サービスの終了)

- 1 当社は、本サービスの全部又は一部を終了する場合、当社のWEBサイトに掲載又は電子メールその他の合理的な手段で契約者に周知又は通知するものとします。
- 2 当社は、前項の手続きを経て本サービスの全部又は一部を終了した場合、契約者に対し、本サービスの終了に起因して生じた損害、損失、その他費用について、責任を負わないものとします。

第26条(相殺の禁止)

契約者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務を、当社が契約者に対して負担する債務をもって相殺することはできないものとします。

第27条(権利の帰属)

1. 本サービス及び本サービスの利用により生じた知的財産権はすべて当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本契約に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味しないものとします。
2. 契約者は、当社に対し、本サービスの利用により得られた著作物に係る著作者人格権を行使しないものとします。

第28条(表明保証)

契約者は、以下の各号を表明し保証するものとします。

- ①本サービスの申込みにあたり記載した、お客様情報が完全かつ正確であること
- ②本サービスの利用にあたり、第三者のいかなる権利も侵害しないこと
- ③本サービスの利用にあたり、法令の違反若しくは不正な目的、意図をもっていないこと
- ④本サービスの利用にあたり、本規約に反しないこと

第29条(免責)

- 1 当社は、本サービスの内容(システム等の本サービスを提供するための環境を含みます。)及び本サービスによる契約者の目的達成について、その完全性、正確性、有用性及び適法性を保証しないものとします。
- 2 当社は、本サービスが、契約者の売上向上、経費削減、組織力強化、その他特定の目的への適合を保証しないものとします。
- 3 本サービスに関する契約者と他の契約者又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、契約者が自己の責任によって解決するものとし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

第30条(公開)

当社は、契約者からの特段の申出がない場合、契約者の商号及びロゴを本サービス導入企業として公開することができるものとします。

第31条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第32条(本規約の公表及び変更)

- 1 当社は、当社のWEBサイトその他当社が定める方法により、本規約を公表します。
- 2 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。
 - ①本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - ②本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係わる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 3 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヶ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社WEBサイトに掲示、または契約者に電子メールの送信、SMSの送信をする方法により通知します。
- 4 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第33条(準拠法及び合意管轄)

1. 本規約は、日本国法に準拠し、解釈されるものとします。
2. 契約者と当社との間における紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とします。

【別紙1】

■プラン表

プラン名	月額料金 (税抜)	契約期間	サービス内容
お困りサポートBiz1 (店舗・オフィスレスキュー)	1,980円	1か月毎の自動更新	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗、オフィスの機器修理対応 <ul style="list-style-type: none"> └ 会員割引価格でご利用可能 ※1 ・家電・住宅設備・什器備品修理費用保険特典 <ul style="list-style-type: none"> └ 保証金額10万円まで ※2
お困りサポートBiz2 (店舗・オフィスレスキュー)	2,980円	1か月毎の自動更新	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗、オフィスの機器修理対応 <ul style="list-style-type: none"> └ 会員割引価格でご利用可能 ※1 ・家電・住宅設備・什器備品修理費用保険特典 <ul style="list-style-type: none"> └ 保証金額50万円まで ※2
お困りサポートBiz3 (店舗・オフィスレスキュー)	3,980円	1か月毎の自動更新	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗、オフィスの機器修理対応 <ul style="list-style-type: none"> └ 会員割引価格でご利用可能 ※1 ・家電・住宅設備・什器備品修理費用保険特典 <ul style="list-style-type: none"> └ 保証金額100万円まで ※2

【お困りサポートBiz(店舗・オフィスレスキュー)の注意事項】

- ・サービス開始から初月及び翌月の月額料金は無料となります。
- ・各サービス内容の詳細については、別紙2、3に記載いたします。
- ・契約期間はお申し込み日から当月末までとなり、その後1か月毎の自動更新となります。
- ・解約時は解約希望月の25日までに解約申告が必要となります。

※1 詳細は別紙2を参照

※2 詳細は別紙3を参照

【別紙2】

店舗、オフィスの機器修理対応 サービス詳細

1. サービス概要

本サービスは、当社もしくは当社が指定する委託会社により、契約者の店舗、オフィスにおいて次の各号のトラブルが生じた際に、トラブル解消を行うためのかけつけサービスとなります。

- (1)給排水設備のトラブル
- (2)鍵のトラブル
- (3)内装・ガラスのトラブル
- (4)空調設備のトラブル
- (5)電気設備のトラブル
- (6)厨房機器のトラブル

2. 利用方法

契約者が、別途指定する当社へのお問い合わせ先へご連絡いただ後、故障機器に対して所定の対応を実施いたします。

3. 利用回数

利用回数に制限はございません。

ただし、契約者の負担金額はプランにより異なります。詳しくは、次項を参照してください。

4. 契約者負担額

ご利用プランにより、実際の機器修理対応に対して以下の費用が発生いたします。

なお、夜間や土日祝での対応の場合、増額が発生する場合がございます。

※トラブルを確認できなかった場合、もしくは解消できないと判断した場合でも、訪問が発生した場合はその費用が発生いたします。

プラン名	契約者負担額	当社負担額
お困りサポートBiz1 (店舗・オフィスレスキュ)	全額契約者負担 ※料金は、会員割引価格によるご提供	—
お困りサポートBiz2 (店舗・オフィスレスキュ)	当社負担額を除き、その他は契約者負担 ※料金は、会員割引価格によるご提供	10,000円まで当社負担 ※年1回まで
お困りサポートBiz3 (店舗・オフィスレスキュ)	当社負担額を除き、その他は契約者負担 ※料金は、会員割引価格によるご提供	20,000円まで当社負担 ※年1回まで

5. 適用除外

本サービスでは、次の該当トラブルは対象外となります。

- (1)サービス利用開始前の故障・破損トラブル
- (2)建物共用部分に関わるトラブル
※ベランダ・エントランス・エレベーター・共用廊下等
- (3)立ち合いができない場合のトラブル
- (4)契約者以外からの要請
- (5)本サービス対応後の二次対応工事
- (6)転居等の理由による、原状回復のための要請
- (7)凍結対応などの水回りのトラブル
- (8)自然災害・異常気象などの天変地異、テロ、火災、停電、断水等によるトラブル
- (9)メーカーの保証期間内の場合
- (10)メーカーの定める使用方法以外の使用、及び契約者の故意過失によるトラブル
- (11)機器の経年年数が5年以上、または経年劣化による腐食の場合
- (12)海外製など特殊製品が対象の場合
- (13)部品交換、二次対応などの有償作業が必要な場合
- (14)業務用ではない、家庭用機器や家電トラブルの場合
- (15)その他、当社もしくは委託会社が不適切と判断した場合

家電・住宅設備・什器備品修理費用保険
サービス詳細

1. 概要

本サービス「お困りサポートBiz3(店舗・オフィスレスキュ)」(以下「本サービス」といいます。)に付随関連して、以下の条件を満たし表に記載された会員の住所施設内に収容、設置または使用されている機器(以下「対象機器」といいます。)が偶然な事故、電気的・機械的事故および盗難により生じた損害に対して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。)、保険契約者を株式会社Wiz、被保険者を会員(法人・個人事業主に限ります。)とする家電・住宅設備・什器備品修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典(以下、「本特典」)をいいます。

2. 対象機器

(1) 本サービスの対象となる機器は、以下の種別とします。

対象機器の種別	
PC	モニター
コピー機	プリンター
FAX	電話交換主装置(ビジネスフォン)
電話機	レジスター
エアコン	決済端末
ルーター	ショーケース
給湯器	レンジ
炊飯器	ガスコンロ
オーブントースター	冷蔵庫
冷凍庫	防犯カメラ(屋内設置に限る)
空気清浄機	加湿器
食器洗機	

ただし、次の条件を満たす機器とします。

- ① 会員の住所(利用契約記載の住所をいい、以下「会員住所」といいます。)に収容、設置または使用されている機器で、購入時および本サービス利用契約開始時に、外形上の損傷がなく、正常に動作している機器
- ② 日本国内で修理可能なメーカーの機器
- ③ 事故発生日を起算日として、5年以内に新品として購入した機器
- (2) 本条(1)の対象機器には、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ① 対象機器の周辺機器・付属品・消耗品(ACアダプター、ケーブル、リモコン、マウス、キーボード、コントローラー、バッテリー、外部記録媒体、外付けモニター、インク・トナーおよびそのカートリッジ・容器、用紙類、鍵・錠その他類似機器・製品等)
 - ② 中古製品として購入された機器
 - ③ 対象機器内のソフトウェアおよび保存データ
 - ④ レンタル・リースなどの賃借の目的となっている機器
 - ⑤ 過去に当該対象機器のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの)以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされた機器
 - ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品(違法な拾得物等)である機器
 - ⑦ 日本国外で購入された機器または日本国外から直接購入された機器
 - ⑧ 日本国外のみで販売されている機器
 - ⑨ 購入日および製造日とも不明な機器
 - ⑩ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、燃料類
 - ⑪ 材料、部品、半製品、仕掛品類

3. 補償期間

会員は、本サービスの利用契約開始日の属する月の翌々月1日午前0時に始まり(以下、「補償始期」といいます。)、1年後の応当日の前日午後12時(以下、「補償終期」といいます。)に終わり(以下、「補償期間」といいます。)、本サービス契約期間中、補償期間は継続されます。なお、本サービスの補償始期日以前、または本サービスの解約日、終了日の属する月の末日の翌日以降に対象機器に生じた損害に対しては、本特典は適用されません。

4. 補償対象事故および保険金額

(1) 補償対象事故

上記3.「補償期間」中に、偶然な事故、電気的・機械的事故および盗難により上記2.「対象機器」に生じた損害(外装の破損、損壊、水濡れ、電気的機械的故障、盗難)に対して、保険金を支払います。

(2) 保険金額

以下の各対象機器について修理可能な場合、保険金額を限度として修理費用をお支払いします。

対象機器	保険金額(※1)	ご利用上限回数
PC	・お困りサポートBiz1(店舗・オフィスレスキュー)の場合 修理可能:最大10万円(※2) 修理不能:最大10万円(※3)	保険金の支払回数は制限なし
モニター	・お困りサポートBiz2(店舗・オフィスレスキュー)の場合 修理可能:最大50万円(※2) 修理不能:最大50万円(※3)	
コピー機	・お困りサポートBiz3(店舗・オフィスレスキュー)の場合 修理可能:最大100万円(※2) 修理不能:最大100万円(※3)	
プリンター		
FAX		
電話交換主装置(ビジネスフォン)		
電話機		
レジスター		
エアコン		
決済端末		
ルーター		
ショーケース		
給湯器		
レンジ		
炊飯器		
ガスコンロ		
オーブントースター		
冷蔵庫		
冷凍庫		
防犯カメラ(屋内設置に限る)		
空気清浄機		
加湿器		
食器洗機		

※1 修理可能とは、対象機器をメーカー等で修理をした状況を指し、修理により同等価格の機器を本体交換した場合も含みます。また、修理不能とは、対象機器のメーカー等での修理が不可能な状況を指します。なお、対象機器がメーカー保証、販売店による補償制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

※2 対象機器のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額(1回・1事故について100万円)を上限として保険金をお支払いします。なお、修理により同等価格の機器を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

※3 修理不能となった場合は、当該機器の購入価格を上限として保険金をお支払いします。ただし、購入証明書(購入時の価格が記載されている書類)の提出ができず、同等価格の機器を再購入された場合は、再購入機器の購入価格または保険金額の小さい方を上限として保険金をお支払いします。

5. 提出必要書類

本特典の利用に際し、以下の書類をご提出いただきます。

区分	提出必要書類
「修理可能」の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理領収書、修理に関するメーカー・修理店等のレポート等故障を証明できるもの ③ 損害状況・損害品の写真

	<p>④ メーカーの発行する保証書(メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑)</p>
「修理不能」の場合	<p>① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書</p> <p>② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象機器が修理不能であることを証明できるもの</p> <p>③ 修理不能となった対象機器の購入時の金額が確認できる領収証や帳票</p> <p>④ 新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの(※1)</p> <p>⑤ 損害状況・損害品の写真</p> <p>⑥ 盗難届受理証明(盗難の場合のみ)</p>

※1 事故が起きた対象機器の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。

6. 保険金が支払われない場合

以下のいずれかに該当する場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 会員と同居する者、会員の親族、会員の法定代理人、会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 風災、雹災、雪災、台風、洪水等の自然災害に起因する損害
- (5) 当社および引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (6) 会員が報告した故障・損害を当社および引受保険会社が確認できない場合
- (7) 会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合(群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。)
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 本サービス補償始期日前および補償終期日後に對象機器に生じた損害
- (12) すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- (13) 自然消耗、経年劣化、さび、かび、腐敗、変質・変色
- (14) 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害
- (15) ブラウン管・電球・LED、その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害
- (16) 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害
- (17) 対象機器にかかった修理費用以外の費用(見積り取得に関する送料、機器の送料および費用支払時の事務費用等)
- (18) 日本国外で発生した事故による損害
- (19) 機器購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合(初期不良およびリコール対象となった部位・部品を含みます)
- (20) 対象機器を被保険者が自ら製造・制作、改造または修理した場合
- (21) 対象機器の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
- (22) 盗難に起因する不正利用等から生じた損害
- (23) 地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
- (24) 損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下による損害
- (25) 紛失・置き忘れおよびその間に生じた損害およびこれらに起因する不正利用等から生じた損害
- (26) ソフトウェアの瑕疵または障害に起因する損害

【保険金請求に関するお問い合わせ先】

さくら損害保険 保険金請求窓口 電話番号:0120-502-720
受付時間:平日10:00~19:00(年末年始は除く)